

報告第14号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月30日提出

幸手市長 木村 純夫

専決第10号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年9月11日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

2 事故の概要

令和6年7月16日、午後1時30分頃、○○○○○○○○○○○○○○○○の本人
私有地上にあった下水枥及び蓋に接触し破損させたものである。

3 損害賠償額

金145,000円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

枥 代 145,000円

合 計 145,000円